

重要事項説明書

記入年月日	令和 7 年 5 月 1 日
記入者名	宮崎 清彦
所属・職名	管理者

1 事業主体概要

種類	個人／法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ らいふけあ 株式会社 ライフケア	
主たる事務所の所在地	〒 8 0 7 - 1 1 2 5	
連絡先	電話番号	0 9 3 - 6 9 5 - 6 8 5 5
	F A X 番号	0 9 3 - 6 9 5 - 6 8 5 6
	メールアドレス	info@kaigo-lifecare.com
	ホームページアドレス	http://kaigo-lifecare/com
代表者	氏名	羽鳥 信一郎
	職名	代表取締役
設立年月日	平成 8 年 9 月 1 1 日	
主な実施事業	別添 1	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほーむ ひかり 介護付有料老人ホームひかり	
所在地	〒807-0837 北九州市八幡西区則松東2丁目5番10号	
主な利用交通手段	最寄駅	JR 鹿児島本線折尾駅
	交通手段と所要時間	例：①バス利用の場合 西鉄バスで乗車10分、則松停留所で下車、徒歩3分。250メートル ②タクシー利用の場合 乗車10分
連絡先	電話番号	093-695-6855
	FAX番号	093-695-6856
	メールアドレス	@
	ホームページアドレス	http://kaigo-lifecare/com
管理者	氏名	宮崎 清彦
	職名	施設長
建物の竣工日		平成16年10月31日
有料老人ホーム事業の開始日		平成16年11月1日

(類型)【表示事項】

① 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
2 介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
3 住宅型		
4 健康型		
1又は2 に該当する 場合	介護保険事業者番号	福岡県指定 第4070702834
	指定した自治体名	福岡県 (市)
	事業所の指定日	平成16年11月1日
	指定の更新日 (直近)	令和4年11月1日

3 建物概要

土地	敷地面積	2,633㎡	
	所有関係	① 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
		契約期間	① あり (2004年11月1日～ 2029年10月31日) 2 なし
		契約の自動更新	① あり 2 なし
建物	延床面積	全体	2661.92㎡

		うち、老人ホーム部分	m ²			
	耐火構造	☒ 1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他 ()				
	構造	☒ 1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他 ()				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		☒ 2 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	1 あり 2 なし			
		契約期間	1 あり (年 月 日 ~ 年 月 日) ☒ 2 なし			
		契約の自動更新	1 あり 2 なし			
居 室 の 状 況	居室区分 【表示事項】	☒ 1 全室個室				
		2 相部屋あり				
		最少	人部屋			
		最大	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ 1	☒ 有 / 無	有 / ☒ 無	1 8 . 9 m ²	6 0	介護居室
	タイプ 2	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 3	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 4	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 5	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 6	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 7	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 8	有 / 無	有 / 無	m ²		
	タイプ 9	有 / 無	有 / 無	m ²		
タイプ 10	有 / 無	有 / 無	m ²			
※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。						
共用施設	共用便所における便房	3 ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房		2 ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房		1 ヶ所	
	共用浴室	1 ヶ所	個室		1 ヶ所	
			大浴場		1 ヶ所	
	共用浴室における介護浴槽	ヶ所	チェアー浴		6 ヶ所	
			リフト浴		1 ヶ所	
			ストレッチャー浴		1 ヶ所	
			その他 ()		ヶ所	

	食堂	1 あり 2 なし
	入居者や家族 が利用できる 調理設備	① あり 2 なし
	エレベーター	① あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし
消 防 用 設 備 等	消火器	① あり 2 なし
	自動火災報知設備（A）	① あり 2 なし
	火災通報設備（B）	① あり 2 なし
	A，Bの連動	① あり 2 なし
	スプリンクラー	① あり 2 なし
	防火管理者	① あり 2 なし
	防災計画	① あり 2 なし
その他		

4 サービスの内容 （全体の方針）

運営に関する方針	・居宅であることを踏まえ、高齢の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の介護予防に資するよう、また、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう配慮するものとする。 ・当該事業者は、利用者または他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないものとする。 ・職員は利用者または家族に対し、サービスの提供方等についてわかりやすく説明するものとする。			
サービスの提供内容に関する特色				
入浴、排せつ又は食事の介護	①	自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1	自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	①	自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	①	自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	①	自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	①	自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
※1 「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算(Ⅱ)」は、「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」以外に該当する場合を指す。	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	ADL維持等加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	(1)	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	夜間看護体制加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	(1)	あり	2	なし
	若年性認知症入居者受入加算		1	あり	(2)	なし
	協力医療機関連携加算(※1)	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	口腔衛生管理体制加算(※2)		1	あり	(2)	なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1	あり	(2)	なし
	科学的介護推進体制加算		1	あり	(2)	なし
	退院・退所時連携加算		1	あり	(2)	なし
	退居時情報提供加算		1	あり	(2)	なし
	看取り介護加算	(Ⅰ)	(1)	あり	2	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	新興感染症等施設療養費		1	あり	(2)	なし
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅲ)	(1)	あり	2	なし
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅱ)	(1)	あり	2	なし
		(Ⅲ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅳ)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅴ)(1)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅴ)(2)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅴ)(3)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅴ)(4)	1	あり	(2)	なし
		(Ⅴ)(5)	1	あり	(2)	なし

		(V) (6)	1	あり	(2)	なし
		(V) (7)	1	あり	(2)	なし
		(V) (8)	1	あり	(2)	なし
		(V) (9)	1	あり	(2)	なし
		(V) (10)	1	あり	(2)	なし
		(V) (11)	1	あり	(2)	なし
		(V) (12)	1	あり	(2)	なし
		(V) (13)	1	あり	(2)	なし
		(V) (14)	1	あり	(2)	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり				
	(2)	なし				
		(介護・看護職員の配置率) : 1				

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		(1) 救急車の手配 (2) 入退院の付き添い (3) 通院介助 4 その他 ()				
協力医療機関	1	名称	あまのクリニック			
		住所	北九州市小倉北区東篠崎 3-5-4 8			
		診療科目	内科、消化器科			
		協力科目	内科、消化器科			
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	(1)	あり	2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	(1)	あり	2 なし
	2	名称	おくながクリニック			
		住所	北九州市八幡西区山寺 2-1 0			
		診療科目	内科、消化器内科、外科			
		協力科目	内科、消化器内科、外科			
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	(1)	あり	2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	(1)	あり	2 なし
	3	名称	東筑病院			
		住所	北九州市八幡西区八枝 1-7-2 0			
		診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、糖尿病内科、内視鏡内科、リウマチ科、リハビリテーション科			
		協力科目	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内			

			科、糖尿病内科、内視鏡内科、リウマチ科、リハビリテーション科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
	4	名称	正和中央病院	
		住所	北九州市八幡西区八枝 3-1 3-1	
		診療科目	整形外科、外科、リハビリテーション科	
		協力科目	整形外科、外科、リハビリテーション科	
		協力内容	健康管理、健康診断、緊急時の対応	① あり 2 なし
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし
	5	名称	新水巻病院	
		住所	遠賀郡水巻町立屋敷 1-2-1	
		診療科目	内科、循環器科、消化器内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科/新生児内科、脳神経外科、形成外科、心臓血管外科、泌尿器科（人工透析）、皮膚科、放射線科	
協力科目		内科、循環器科、消化器内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、心臓血管外科、泌尿器科（人工透析）、皮膚科、放射線科		
協力内容		入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	① あり 2 なし	
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	① あり 2 なし	
新興感染症発生時に連携する医療機関	1	あり		
		医療機関の名称		
		医療機関の住所		
	②	なし		
協力歯科医療機関	名称	たかむら歯科医院		
	住所	北九州市八幡西区里中 3-1-3 1 階		
	協力内容	歯科治療、口腔健康管理		

（入居後に居室を住み替える場合）※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合 3 その他（ ）
判断基準の内容	
手続きの内容	
追加的費用の有無	1 あり ② なし

居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		1 あり	② なし
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり	② なし
	便所の変更	1 あり	② なし
	浴室の変更	1 あり	② なし
	洗面所の変更	1 あり	② なし
	台所の変更	1 あり	② なし
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		② なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり	② なし
	要支援の者	① あり	2 なし
	要介護の者	① あり	2 なし
留意事項	・ 概ね65歳以上で、要支援及び要介護の方。 ・ 伝染病疾患や精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で、共同生活に適応出来る者。 ・ 特定施設入居者生活介護制度等を利用する事により、日常生活が送れる者で、所定の利用料を負担できる者。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者から契約解除が行われた場合 ③事業者から契約解除が行われた場合 ・ 入居申込書に虚偽の事項を記載するなどの不正手段により入居したとき ・ 月額の利用料その他の費用の支払いを正当な理由なく、しばしば延滞する時 ・ 入居契約書第19条（禁止または制限される行為）の規定に違反したとき ・ 入居者及び入居者の家族等の行動や言動が、他の入居者または職員の身体や精神的に危害を及ぼし、またはその危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法では、これを阻止できないとき ・ 長期の入院もしくは長期の外出（2カ月を限度とする）をするとき		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	事業者は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合、文書により1ヵ月以上の予告期間を持って、この契約を解除することができます。 事業者は次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービスの利用契約の	

		目的を達することが困難となったときは、文書により２週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。 (1) 利用者の行動が、他の入居者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できない時 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき (2) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為 ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） 例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く等 ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為） 例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員へ嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的声掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為） 例：必要もなく手や足を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話しをする
	解約予告期間	３０日前
入居者からの解約予告期間		３０日前
体験入居の内容	① あり（内容：１泊２日　３食付　４，０００円） ２ なし	
入居定員		６０人
その他		

5 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1、※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		0.5
生活相談員	2	2		1
直接処遇職員				
介護職員	22	18	3	18.2
看護職員	3	2	1	3.5
機能訓練指導員	1	1		1
計画作成担当者	1	1		0.5
栄養士	1			外部委託
調理員	2		4	外部委託
事務員	2	2		1.5
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	8	8	
実務者研修の修了者	4		
初任者研修の修了者	7		1
介護支援専門員	1	1	

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			

柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (1 6 時 3 0 分～9 : 3 0 分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1. 5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2. 5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2. 6 : 1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務						① あり 2 なし					
		業務に係る資格等		① あり									
				資格等の名称		介護支援専門員							
				2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者			
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度 1 年間の採用者数		2		3	1								
前年度 1 年間の退職者数		1		2	1								
経業 験務 年に 数従 に事 応し じた	1 年 未 満	1		8		1							
	1 年 以 上 3 年 未満			2									

3 年 以 上 5 年 未 満			6							
5 年 以 上 1 0 年未 満			4		1		1			
1 0 年 以 上			2						1	
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】		1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式	
		③ 月払い方式	
		4 選択方式 ※該当する方式を全て選 択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定		1 あり ② なし	
要介護状態に応じた金額設定		1 あり ② なし	
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金 の改定	条件		
	手続き		

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度		
	年齢	7 5 歳	8 0 歳
居室の状況	床面積	1 9 m ²	1 9 m ²
	便所	① あり 2 なし	① あり 2 なし
	浴室	1 あり ② なし	1 あり ② なし
	台所	1 あり ② なし	1 あり ② なし
入居時点で必 要な費用	前払金	円	円
	敷金	1 8 0 , 0 0 0 円	1 8 0 , 0 0 0 円
月額費用の合計		円	1 4 5 , 8 0 8 円

家賃			30,000円	30,000円
サービス	特定施設入居者生活介護の費用※1		16,488円	18,526円
	介護保険外※2	食費	44,520円	44,520円
		管理費	46,000円	46,000円
		介護費用	円	円
		光熱水費	約5,000円	5,000円
		その他	約3,300円	7,800円
※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。				
※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入しない）				

（利用料金の算定根拠）

費用	算定根拠
家賃	30,000円
敷金	180,000円
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない
管理費	共益費（施設共用部の光熱水費、共用備品等の購入、維持管理経費）
食費	1,484円×日数
光熱水費	実費負担 水道費（上下水道基本料金のみ） 電気代（各部屋設置電気メーターの計測による）
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	例：入居者がテレビを設置した場合のNHK等の受信料負担の取扱い等

（特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠）※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間（償却年月数）	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備え	円

て受領する額（初期償却額）		
初期償却率		%
返還金の 算定方法	入居後３月以内の契約終了	
	入居後３月を超えた契約終了	
前払金の 保全先	１ 連帯保証を行う銀行等の名称	
	２ 信託契約を行う信託会社等の名称	
	３ 保証保険を行う保険会社の名称	
	４ 全国有料老人ホーム協会	
	５ その他（名称： ）	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	1 2 人
	女性	4 6 人
年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	1 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	6 人
	8 5 歳以上	5 1 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	2 人
	要支援 2	4 人
	要介護 1	1 3 人
	要介護 2	1 2 人
	要介護 3	9 人
	要介護 4	1 2 人
	要介護 5	5 人
入居期間別	6 ヶ月未満	5 人
	6 ヶ月以上 1 年未満	4 人
	1 年以上 5 年未満	3 0 人
	5 年以上 1 0 年未満	1 3 人
	1 0 年以上 1 5 年未満	4 人
	1 5 年以上	2 人

(入居者の属性)

平均年齢	9 1 歳
入居者数の合計	5 8 人
入居率※	9 6 . 7 %
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	5人
	死亡者	7人
	その他	1人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	7人
		(解約事由の例) 療機関への長期入院等

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況) ※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		介護付き有料老人ホームひかり 苦情相談窓口
	電話番号		093-695-6855
	対応している時間	平日	9:00～18:00
		土曜	9:00～18:00
		日曜・祝日	9:00～18:00
	定休日		なし
2	窓口の名称		福岡県国民健康保険団体連合会
	電話番号		092-642-7859
	対応している時間	平日	8:30～17:00
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
3	窓口の名称		門司区役所保健福祉課
	電話番号		093-331-1894
	対応している時間	平日	8:30～17:00
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
4	窓口の名称		小倉北区役所保健福祉課
	電話番号		093-582-3433
	対応している時間	平日	8:30～17:00
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
5	窓口の名称		小倉南区役所保健福祉課

	電話番号		093-951-4127
	対 応 し て いる時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
6	窓口の名称		若松区役所保健福祉課
	電話番号		0 9 3 - 7 6 1 - 4 0 4 6
	対 応 し て いる時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
7	窓口の名称		八幡東区役所保健福祉課
	電話番号		0 9 3 - 6 7 1 - 6 8 8 5
	対 応 し て いる時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
8	窓口の名称		八幡西区役所保健福祉課
	電話番号		0 9 3 - 6 4 2 - 1 4 4 6
	対 応 し て いる時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝
9	窓口の名称		戸畑区役所保健福祉課
	電話番号		0 9 3 - 8 7 1 - 4 5 2 7
	対 応 し て いる時間	平日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
		土曜	
		日曜・祝日	
	定休日		土日祝

(設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	介護事業者賠償責任補償 (その内容) (財団法人) 介護労働安定センター 「ケア・ワーカー等福祉共済制度」
	2 なし	
設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	万が一事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに入

		居者に対して損害の賠償を行います。 但し、施設職員の介在しない居室内転倒、入居者側に重大な過失がある場合はこの限りではない。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	1 入居希望者に公開 ② 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

10 その他

運営懇談会	① あり		(開催頻度) 年 1 回	
	2 なし			
	1	代替措置あり	(内容)	
	② 代替措置なし			
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	担当者の配置		① あり	2 なし
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催		① あり	2 なし
	指針の整備		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと			
	1	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	1 あり 2 なし
	② なし			
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	災害に関する業務継続計画		① あり	2 なし
	職員に対する周知の実施		① あり	2 なし
	定期的な研修の実施		① あり	2 なし
	定期的な訓練の実施		① あり	2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し		① あり	2 なし
提携ホームへの移行【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:) ② なし			
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要			
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし			
有料老人ホーム設置運営指導指針「6 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし			
合致しない事項がある場合の内容				

「7 既存建築物等の 活用の場合等の特例」 への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項	1 あり 2 なし
不適合事項がある場合 の内容	

添付書類 別添1（事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

※説明を受けた者の署名

別表

○有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム(注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム(注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

○有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
居住の権利形態 (右のいずれかを表示)	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービスの部分が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
利用料の支払い方式 (注1、注2)	全額前払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式
	一部前払い・一部月払い方式	終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
	月払い方式	前払い金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式
	選択方式	入居者により全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。
	入居時要支援・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険 (右の事項を表示)	北九州市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します（注3）。
	北九州市指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します（注3）。
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
居室区分（右のいずれか） を表示。※には1～4の数 値を表示）（注4）	全室個室	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです（注5）。
	相部屋有り（※人部屋～※人部屋）	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有 料老人ホームの介護にか かわる職員体制 (右のいずれかを表示) (注6)	1． 5 ： 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人（要介護者1． 5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 ： 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1． 5倍以上の人数です。
	2． 5 ： 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人（要介護者2． 5人に対して職員1人）以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
	3 ： 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するために少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

表 示 事 項		表 示 事 項 の 説 明
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（※に職員数、※※※※※に介護サービス事業所の名称を入れて表示）（注 7）	有料老人ホームの職員※人 委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ※※※※※ 訪問看護 ※※※※※ 通所介護 ※※※※※	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他（右に該当する場合にのみ表示。※※※※※に提携先の有料老人ホームを入れて表示）	提携ホーム利用可（※※※※※ホーム）	介護が必要となった場合、提携ホーム（同一設置者の有料老人ホームを含む）に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます（注 8）。

注 1 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。

注 2 「前払金方式（従来の一時的金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において、従来どおり「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。

注 3 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

注 4 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従って、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。

注 5 個室とは、建築基準法第 30 条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

注 6 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようとする想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく 1. 5 : 1 以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に 2. 5 : 1 程度以上の介護サービスを想定している場合にあつては、2. 5 : 1 以上の表示を行うこととなります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 175 条第 1 項を第 2 号イ及び同第 2 項の規定によります。なお、「1. 5 : 1」、「2 : 1」又は「2. 5 : 1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

注 7 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。

注 8 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

介護サービスの種類			設置の状況	事業所の名称	所在地
【居宅サービス】					
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
通所介護	あり	なし	併設・隣接		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
【地域密着型サービス】					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接		
【居宅介護予防サービス】					
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接		
【地域密着型介護予防サービス】					
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
【介護保険施設】					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
【介護予防・日常生活総合事業】					
訪問型サービス	あり	なし	併設・隣接		
通所型サービス	あり	なし	併設・隣接		
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無									なし	あり
	特定施設入居者生活 介護費で、実施する サービス（利用者一 部負担※1）	個別の利用料で実施するサービス（利用者が全額負担）							備 考 （都度の料金の説明など）	
			包含※2	都度※2						
				料金※3						
介護サービス										
食事介助	なし	あり	なし	あり				必要時嚥食介助		
排せつ介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				必要時、排泄介助またはおむつ交換（定期）		
おむつ代			なし	あり				入居者の実費負担		
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり				週2回～週3回実施、必要時清拭		
特浴介助	なし	あり	なし	あり				週2回～週3回実施、必要時清拭		
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				身体状況に応じて対応		
機能訓練	なし	あり	なし	あり						
通院介助	なし	あり	なし	あり				協力医療機関は必要に応じ適宜実施 協力医療機関外は1時間毎に2,000円 交通費は実費負担。		
口腔衛生管理	なし	あり	なし	あり						
生活サービス										
居室清掃	なし	あり	なし	あり				週2回（ごみ処理は毎日実施）		
リネン交換	なし	あり	なし	あり				週1回実施、寝具リース料は1日110円 は入居者の自己負担。		
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり				必要時実施。洗濯・乾燥機使用料は各1回 150円は入居者の自己負担。		
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり				必要時のみ対応		
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり						
おやつ			なし	あり						
理美容師による理美容サービス			なし	あり				入居者の実費負担		
買い物代行	なし	あり	なし	あり				1時間毎1,500円、個人的な買い物の 代行。		
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり				介護保険関係手続きのみ		
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり				金額10万円以下の小口現金管理のみ対応		
健康管理サービス										
定期健康診断			なし	あり				年2回実施（希望者のみ）医療費は入居者 の自己負担。		
健康相談	なし	あり	なし	あり				必要に応じ適宜実施		
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり				同上		

	服薬支援	なし	☒ あり	☐ なし	あり				同上
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	☒ あり	なし	☒ あり				必要に応じ適宜実施、履歴保管
入退院時・入院中のサービス									
	入退院時の同行	☐ なし	あり	☐ なし	あり				協力医療機関は必要に応じ適宜実施 協力医療機関外は1時間毎に2,000円 交通費は実費負担。
	入院中の洗濯物交換・買い物	☐ なし	あり	☐ なし	あり				
	入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり				必要に応じ適宜実施

- ※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。
- ※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。
- ※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。